

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労使トラブル法律相談Q&A](#) | [休憩](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

休憩

8 休憩

Q 私の会社では、昼休み時間、女性社員が交代で来客の応接のため会社に居残ることにしていますが問題はないのでしょうか。

POINT

- 休憩時間は、1日の労働時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上を労働時間の途中に一斉に与えなければなりません。
- 休憩時間については自由利用の原則が適用され、外出の許可制についてはこれに反するものと考えられます。
- いわゆる「待ち時間」は労働時間であり、休憩時間として取り扱うことはできません。



A 1. 一斉付与の原則
 労基法34条は、1日の労働時間が6時間を超え8時間以内のときは45分以上、8時間を超えるときには1時間以上の休憩を、労働時間の途中に一斉に与えなければならないと規定しています（1項・2項）。この休憩時間の位置は休憩の効果をあげられるならばどこでもよく、分割も制限されていません。なお、一斉付与の適用を除外するには事業場の労使協定を締結する必要があります（2項但書）。

2. 自由利用の原則
 休憩時間は、労働者が労働時間の途中において休息のために労働から

完全に解放されることを保障されている時間ですので、労基法34条は、休憩時間自由利用の原則を規定しています（3項）。したがって休憩時間中の労働者の外出は自由でなければならないといえます。この点について、休憩時間中の外出について所属長の許可を受けさせることは、「事業場内において自由に休憩し得る場合には、必ずしも違法にはならない」とする行政解釈（昭23・10・30基発1575号）がありますが、休憩が使用者の指揮命令から離脱して労働から解放された時間であるべきであるとの原則的立場から、このような許可制や届出制は休憩時間自由利用の原則に反するものと考えられるべきでしょう。

そして、たとえば、店内で休憩していることを要し、客が来店した際には即時に対応しなければならないとした事例で、裁判所が示した判断（すし処「杉」事件/大阪地裁判決昭56・3・24）のように、所定労働時間のなかにおいて休憩時間とみなされている時間が、実質的に待機時間である「待ち時間」であると認められれば、休憩時間とはなりません。

ご相談の例は、たとえその時間中に本来の労働をすることなく食事をしたり雑誌を読んだりすることができるといっても、自由に外出できず、来客が来れば応接しなければならないものです。これは、休憩時間であるとされていても、法的には「待ち時間」であって、休憩時間の自由利用の原則に反しており、別途、法定の休憩時間を与えなければならないでしょう。なお、ご相談のような取扱いについて女性社員のみに負担させることも、均等法に照らして問題でしょう。

16

17

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>> [一覧へ戻る](#)

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.